

## 災害復旧等の工事において苦慮した事例について

No.	内 容	箇所
1	隣接地の地権者から工事の承諾が得られず、復旧に時間を要した事例。	
2	隣接地の地権者に工事の承諾を得るために、地権者を登記簿により確認したが、地権者が移住されていた。その際、手掛かりとなる個人に辿り着くも、個人情報保護の観点から開示してもらえず、申請手続きに労力や時間を要した事例。	
3	隣接地からの土砂崩壊により当社用地内に土砂流入した箇所において、地権者に撤去を依頼するが、個人での撤去は困難であり、当社で土砂撤去を実施しようとしたが、隣接地が保安林指定区域となっているために、速やかに土砂撤去が実施できなかった事例。 (なお、線路上の土砂は速やかに撤去完了。)	個人情報 保護の観点 から非公開
4	災害復旧工事に際して、のり面工の一部が民有地であったことから、地権者を登記簿により確認した。しかし、地権者は故人となっており、自治体に相談するも個人情報保護の観点から開示してもらえず、弁護士照会を活用したため、申請手続きに労力を要した事例。	
5	隣接地に巨岩があり、発生源対策を行うべく、隣接地の地権者に立ち入りと工事施工の承諾を得ようとしたが、所有者不明の土地があり、その土地を迂回して工事施工を実施した事例。	

災害復旧等の際に隣接地の一時使用や堆積物の撤去ができるような制度の創設をお願いしたい。

## 災害復旧等の工事において苦慮した事例

2018年7月 西日本豪雨での山陽本線被災箇所における復旧

個人情報保護の観点から非公開

## 災害復旧等の工事において苦慮した事例

【別紙2】

2014年2月 山陽本線の落石対策における事例

個人情報保護の観点から非公開

【概略図】

